

安全保障理事会決議 2112 (2013)

2013年7月30日、安全保障理事会第7012回会合にて採択

安全保障理事会は、

コートジボワールにおける状況に関する安保理の従前の諸決議、とりわけ決議 1933 (2010)、1942 (2010)、1951 (2010)、1962 (2010)、1967 (2011)、1968 (2011)、1975 (2011)、1980 (2011)、1981 (2011)、1992 (2011)、2000 (2011)、2062 (2012) および 2101 (2013) 並びに安保理議長諸声明、リベリアにおける状況に関する決議 2066 (2012) およびマリにおける状況に関する決議 2100 (2013) を想起し、

コートジボワールの主権、独立、領土保全および統一に対する安保理の強い公約を再確認し、また善隣、不干渉および地域協力の原則の重要性を想起し、

2013年6月26日の事務総長の最終報告書 (S/2013/377) および 2013年3月28日の事務総長の特別報告書 (S/2013/197) に留意し、

コートジボワールの安全、平和および安定を回復することに向けた包括的進展を歓迎し、コートジボワールにおける治安状況を安定させそして経済的回復を促進した国際的および地域的協力、特にガーナおよびリベリア両政府との協力の向上を強化するアラサン・ウタワラ大統領の継続的努力を賞賛し、そして全ての国内の利害関係者に対し、今日までに為された進展を定着させるためまた緊張と紛争の根本的な原因に対処するため協働することを求め、

2013年4月21日の地方および都市の選挙の開催が成功したことを歓迎したその一方でそれらをボイコットするという以前の与党および他の政治的反対派の決定を憂慮し、そしてこの過程は、投票過程を準備することおよび安全を守ることに對する責任を引き受ける、治安部隊を含む、国家当局の能力が増していることを示したことを強調し、

選挙後の危機により避難していた人々の大部分のコートジボワールの自らの発祥地への帰還、並び

にアラサン・ウワタラ大統領の難民に対する同国への帰還の呼びかけを歓迎し、難民の帰還は、自発的でありまた安全および尊厳の下で起こるべきことを再確認し、難民、帰還者およびコートジボワールの国内避難民に対して行われたあらゆる脅迫、脅威および攻撃を強く非難し、そしてリベリアへの 500 名を含む、約 8,000 名の一時的な移送の結果をもたらした 2013 年 3 月の国境を越えた攻撃を更に非難し、

コートジボワール政府が、コートジボワールにおける平和、安定および一般市民の保護を確保する主要な責任を負っていることを想起し、

コートジボワールにおける治安状況の改善に留意しその一方でとりわけリベリアとの国境に沿った継続した脆弱性について懸念を残しつつ、

武装解除、動員解除および社会復帰（DDR）および治安部門改革（SSR）の未解決の主要な課題、並びに同国、とりわけコートジボワール西部、の安全と安定に危険を与え続けている継続した兵器の流布に安保理の懸念をくり返し表明し、

同国の治安部隊、特に標準的な警備用の兵器と武器を持つ警察や憲兵の訓練および装備を加速する同政府の緊急の必要性を強調し、

女性および子どもに対するものを含む、人権侵害と国際人道法違反の、2013 年 6 月 26 日の事務総長報告書において彼により報告されたものを含む、継続した報告並びにとりわけ武装兵士に帰する性的暴力の増加した事件の報告に安保理の懸念を表明し、選挙後の危機を通して起こったものを含む、地位や政治的帰属にかかわらず、全ての当事者により行われたそのような申し立てられた違反や侵害を調査することの重要性を強調し、そのような違反に責任を有する者は、拘留中のその者の権利を尊重する一方で、その政治的帰属にかかわらず責任を問われそして訴追されるべきことを再確認し、そしてこれに関連してアラサン・ウワタラ大統領の誓約を承認する一方で、同政府に対し、刑事責任の免除に対するその取組を増やした促進することを促し、

紛争解決と平和構築における女性の重要な役割、平和および安全の維持と促進のためのあらゆる取組における平等な参加と十分な関与の重要性並びに紛争から回復する社会組織の再構築におけるその主要な役割をくり返し表明し、決議 1325（2000）の履行のために 2008 年に採択されたコートジボワ

ール国家行動計画を履行することの重要性を更に再確認し、

国際刑事裁判所の管轄権を受諾するコートジボワールにより申し立てられた宣言に基づき、予審裁判部が、戦争犯罪および人道に対する罪を含む、2010年11月28日以降、コートジボワールにおいて犯された同裁判所の管轄権内にある犯罪の捜査を開始することを国際刑事裁判所の検察官に承認したことおよび同裁判所の予審裁判部が、2002年9月19日以降コートジボワールにおいて犯された犯罪に同検察官の捜査を拡大することを後に決定したことに留意し、

2013年2月15日のコートジボワールによる国際刑事裁判所のローマ規程の批准に留意し、

国際連合コートジボワール活動（UNOCI）に対する部隊および警察要員提供諸国並びに資金供与国の貢献を賞賛し、適切な専門的および言語技術の資格を持った警察官を提供することの重要性を強調し、コートジボワールにおける平和と安定を維持することに対する継続した貢献に対して、事務総長特別代表の指導力の下、UNOCIの活動を賞賛し、そして準地域における国境地区の治安活動を調整することにおける、国際連合リベリアミッション（UNMIL）とUNOCI並びにコートジボワール政府とリベリアおよび準地域の諸国との間の継続した且つ増加した協力に満足をもって留意し、

コートジボワール担当事務総長特別代表兼UNOCIの長としてのアルバート・ジェラルド・ケンダース氏の活動に対し安保理の謝意を表明し、そしてその後継者、Aïchatou Mindaoudou Souleymane 女史の任命を歓迎し、

コートジボワールにおける平和と安定の定着に対するアフリカ連合と西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）の取組に対してこれらを賞賛し、そしてこれらに対し、武装した一部と兵器の移動を含む主要な課題、特に国境地区における紛争と危険の根本的原因に対処することにおいて、また正義と国民和解を促進することにおいて、コートジボワール当局を支援し続けることを奨励し、

コートジボワールにおける事態が、同地域における国際の平和および安全に対する脅威を与え続けていることを認定し、

国際連合憲章第7章にもとづいて行動して、

1. UNOCI の職務権限を 2014 年 6 月 30 日まで延長することを決定する。

2. UNOCI が 6945 名の部隊となお参謀将校および 192 名の軍事監視員から成る、最大 7137 名の軍事要員で構成するものとするように、2014 年 6 月 30 日までに UNOCI の制服要員が再構成されるものとすることを決定する。

3. 現場での治安条件の評価および UNOCI の安全保障の役割を徐々にとって代わるコートジボワール政府の改善された能力に基づき、UNOCI が 2015 年 6 月 30 日までに最大 5437 名の軍事要員で構成するものとするように一層の削減を考慮する安保理の意図を確認する。

4. UNOCI の警察部門の承認された規模は、1,555 名のままとすることを決定し、そして以前に承認した 8 名の税関職員を維持することを更に決定する。

5. UNOCI が、同国における文民を保護することおよび治安状況を安定させることにおいて同政府を支援するその職務権限を効果的に実施するため、可能な場合には、他のどこであれ資源を削減する一方で、コートジボワール西部と他の影響されやすい地区でそれを増やすことによるものを含んで、危険の高い地区に資源を集中するためその軍事的駐留を再構成することを決定する。

6. UNOCI の職務権限を以下のものとすることを決定する。

(a) 文民の保護

- その能力および展開の範囲内で、身体的暴力の差し迫った脅威から一般住民を、コートジボワール当局の主要な責任を害することなく、保護すること。
- 国際連合国別現地チーム (UNCT) と調整して文民の保護のための包括的戦略を履行すること。
- 一般住民に対する潜在的脅威についての情報を収集しそして特定するために、また適切な場合には、コートジボワール当局の注意をそれらに喚起するために、とりわけ緊張地区に対する関係においてまた避難民の帰還に関して、人道機関と密接に活動すること。

(b) 残っている安全保障の脅威と国境に関連した課題の対処

- その既存の権限、能力およびその展開地区の範囲内で、同国の治安状況を安定させる国家当局を支援すること。

－民兵、傭兵および他の違法武装集団の活動を監視しまた思い止まらせることそして文民を保護するその既存の職務権限に一致して、特にリベリアとの、国境地区における国境を越えた安全と他の課題を含む、国境の安全上の課題に対処している同政府を支援すること、およびこの目的のために、適当と認められる場合またその既存の職務権限と能力の範囲内で、調整されたパトロールと緊急対処計画立案を遂行することを通して、ミッション間協力を促進するために UNMIL と密接に調整すること。

－コートジボワール共和国軍 (FRCI) を構成している全ての構成要素内の相互信頼を促進するため FRCI と連絡しあうこと。

－同政府および主要な政治的利害関係者の構成員への安全の提供において、この任務がコートジボワール治安部隊に完全に移行される日にちの 2013 年 12 月 31 日まで、必要に応じて、コートジボワール当局を支援すること。

(c) 武装解除、動員解除および再統合計画 (DDR) 並びに兵器回収

－子どもおよび女性を含む、武装解除され、動員解除されそして再統合されることになる異なったカテゴリーの人の権利と必要性を考慮しつつ、元戦闘員の武装解除、動員解除および再統合並びに民兵および防衛集団の解体のための新しい国家計画を更なる遅滞なしに実行することにおいて、他の二国間および国際的な協力機関と密接に調整して、同政府を支援すること。

－元戦闘員の登録と選考を支援することおよび元戦闘員の一覧表掲載の信頼性を評価すること並びに検証することを援助すること。

－UNMIL と同地域における国際連合国別現地チームとの協力が関連した場合には、武装した外国人の一部の武装解除および帰還を支援すること。

－兵器を回収すること、登録すること、安全にすることおよび処分することにおいてまた、適切な場合には、決議 2101 (2013) に従って、爆発性戦争残存物の除去において、小型武器の拡散および違法取引対策国内委員会を含む、国家当局を援助すること。

－回収された兵器が、下記(d)において言及されたように、包括的な国内治安戦略の外で、普及若しくは再活性化されないことを確保することにおいて、同政府と調整すること。

(d) 安全保障制度の再構成と改革

－包括的な国家治安戦略を、遅滞なくまた他の国際的な協力機関と密接に調整して、履行することにおいて同政府を援助すること。

－治安部門改革 (SSR) 過程に対する国際的協力機関による、任務と責任の明確な部門の促進を含む、援助の効果的な、透明なまた調和された調整を提供する同政府を支援すること。

—治安部門改革および将来の国軍の機構について、現在の資源の範囲内でまた同政府による要請されたようにまた他の国際的協力機関と密接に調整して、人権、子ども保護そして治安や法執行機関に対する性的およびジェンダーに基づく暴力からの保護並びに警察、憲兵、司法および矯正担当官に対する技術的援助、共同配置および監視計画を提供することによる能力構築支援における、訓練の提供を促進するために、そしてコートジボワール全土における同政府の存在を回復することに貢献するためにまた治安部門制度に没頭した要員のための持続可能な検定制度の策定に対する支援を申し出るために、適切な場合には、同政府に助言すること。

(e) 武器禁輸の監視

—決議 1584 (2005) の下で設立された専門家グループと協力して、通告無しが必要でありまた適切であるとみなした場合、決議 2101 (2013) に一致して、場所に関わりなく、あらゆる兵器、弾薬および関連物資を査察することによるものを含む、決議 1572 (2004) の第7項により課された措置の実施を監視すること。

—決議 1572 (2004) の第7項により課された措置に違反してコートジボワールにもたらされた武器および何らかの関連物資を、適切な場合には、回収することおよびそのような武器および適切な場合には関連物資を処分すること。

(f) 国際人道および人権法の遵守のための支援

—子どもと女性に対して犯された重大な違反および侵害、特に性的並びにジェンダーに基づく暴力に特別な注意を払って、人権理事会決議 A/HRC/17/27 の下で設立された独立専門家と密接に調整して、コートジボワールにおける人権の保護と促進に貢献すること。

—人権の侵害と国際人道法違反を防止しまた刑事責任の免除を終わらせるため、決議 1612 (2005)、1882 (2009)、1998 (2011) および 2068 (2012) に従って子どもに対するものを含む、そのような侵害と違反について、監視し、調査を助けそして安保理に報告すること。

—重大な人権侵害の実行者として特定されたあらゆる個人に安保理の注意を喚起することおよび適切な場合にはこれに関連した何らかの著しい発展について、決議 1572 (2004) に従って設立された、委員会に通知し続けること。

—紛争の実体における性的暴力に対する国連行動と協力して国自身の他部門にわたる戦略の策定に貢献することを通じたものを含む、性的およびジェンダーに基づく暴力と戦う同政府の取組を支援すること。

—決議 1888 (2009)、1889 (2009)、1960 (2010) および 2106 (2013) に従って、適切な場合また既存の資源の範囲内で、武力紛争の影響を受けた女性のための、ジェンダーの専門知識と訓練を確

保するため、女性保護アドバイザーの展開を通したものを含む、具体的な保護を提供すること。

(g) 人道援助の支援

—必要に応じて、妨害のない人道的なアクセスを促進することおよび紛争の影響を受けたまた脆弱な住民に対する人道援助の提供、特にその提供のための安全を向上することに貢献することにより、を強化することに助力すること。

—関連する人道機関と協力して難民および国内避難民の自発的な、安全なそして持続可能な帰還を準備することにおいてまたそれに資する治安条件を創設することにおいて、コートジボワール当局を支援すること。

(h) 広報活動

—2015年の大統領選挙を通して、平和的な環境を創設する全般的な取組に貢献するため、ONUCI・FMを通した、UNOCIの放送能力を使用し続けること

—憎悪、不寛容および暴力の何らかの公的な扇動の出来事を監視すること、そして政治的暴力の扇動者として特定された全ての個人に安保理の注意を喚起し、そして適切な場合には、これに関連した何らかの著しい発展について、決議1572(2004)の下で設立された委員会に通知し続けること。

(i) 国家行政の再展開と同国全土への国家権力の拡張

—効果的な国家行政を拡大しそして国および地方のレベルでの、同国全土の主要な地区における行政機関を強化するコートジボワール当局を支援すること。

(j) 国際連合要員の保護

—国際連合要員、設備および装備を保護し、そして国際連合要員の安全と移動の自由を確保すること。

7. UNOCIに対し、その能力およびその展開地区の範囲内で、その職務権限を遂行するためにあらゆる必要な措置を使用する、権限を与える。

8. 文民の保護は、上記第6項(a)に従って、UNOCIの優先事項のままであることを決定し、そしてUNOCIが、UNOCIからコートジボワール政府に治安責任を徐々に移行している目的で、本決議の第6項(c)および(d)に従って、DDR、兵器の回収並びにSSRに関する同政府を支援することに更新された焦点を置くことを更に決定する。

9. UNOCIとUNCTに対し、コートジボワール西部と他の影響されやすい地区の、文民がより大きな危険にさらされている地区において、コートジボワール全土の地方当局に対する調整された支援を

強化するため、その現場関与を再展開し続けることを奨励する。

10. 事務総長に対し、UNOCI と UNCT の各々の比較優位の分析を行うことにより、UNOCI の職務権限の再検討を実施することを要請し、そして事務総長に対し、詳細な報告および UNOCI と UNCT の間の現在の労働区分を反映したマトリックスを伴ったものを含む、その所見および UNCT が比較優位を有している任務の UNCT への若しくは、適当と認められる場合に、政府への移転を目的としたこの再検討に従って、ONUCI-FM に対するものを含む、勧告に関して、彼の間接報告書で安保理に報告することを更に要請し、そして UNOCI の職務権限をこの報告書に基づく再検討の下におき続ける安保理の意図を表明する。

11. DDR 局 (ADDR) の設立に続いて講じられた最初の措置を認識する一方で、国の DDR 計画を実施することにおいて政府により為された進展が限られたことに懸念をもって留意し、政府に対し、2013 年までに 30,000 人の元戦闘員の武装解除と動員解除を迅速に実施することおよび 65,000 人の元戦闘員を調査するというアラサン・ウワタラ大統領により発表された目標に従って 2015 年までに同過程を完了することを促し、そしてこれに関連して、女性元戦闘員を含む、元戦闘員の持続的な社会および経済的統合のための解決策を策定する必要性を強調し、また UNCT に対し、UNOCI および同政府と協議してまた全ての国際的協力機関と密接に共同してこの過程を支援する計画の立案と実施を促進することを更に奨励する。

12. 2012 年 9 月の国家治安部門改革戦略の同政府による是認に留意し、そして同政府に対し、各治安および法執行機関内並びにその間での信頼を増すための更なる措置を講じるためまた同国全土での国の権力を回復するため、本決議の第 6 項(d)の職務権限に一致して UNOCI のまた他の関係ある国際的協力機関の支援を得て、包括的且つ説明責任のある治安部隊の設立を目的として、この戦略の実施を加速することを促す。

13. 同政府および SSR 過程において同政府を支援していることに関与した民間企業を含む全ての国際的協力機関に対する、決議 2101 (2013) の規定を遵守した全ての国際的協力機関間の透明性と明確な労働区分を促進する目的でその取組を調整するという、安保理の呼びかけをくり返し表明する。

14. 国民和解戦略を追求することにおいて進展がないことに安保理の懸念を表明し、そしてコート

ジボワール危機の根本原因に対処することを目的に、女性、市民社会集団および対話・真実・和解委員会の積極的関与を通じたものを含む、全ての段階でまた全ての側で、正義と和解を促進するための具体的な措置を採択する緊急の必要性を再び強調する。

15. 同政府に対し、その地位および政治的帰属にかかわらず、コートジボワールにおける選挙後の危機の間およびその後に関与したものを、重大な人権侵害と国際人道法違反に責任を有する全ての者は、国際的な義務に従って訴追されることおよび全ての被収容者は、透明なやり方でその地位について明瞭な説明を受けることを可能な最短の時間枠において確保することを強く促し、そして同政府に対し、国際刑事裁判所とのその協力を続けることを促す。

16. これに関連して、コートジボワールにおける永続した和解に対する国家調査委員会の活動の重要性を強調し、2012年8月8日の国家調査委員会の結論の一般への発行を歓迎し、関連する調査の実施と結論を求め、同政府に対し、コートジボワールの司法制度の活動が、公平で、信頼に足る、透明なそして国際的に合意された基準に一致していることを確保することを可能にするための環境を創り出すことを求め、そしてこれに関連して、同政府に対し、特別調査部門の効果的な活動を支援し続けることを奨励する。

17. 責任を有する者に対し、性的およびジェンダーに基づく暴力の行為を犯すことを直ちに止めることを求め、そして UNOCI に対し、その権限および責任に一致した場合には、その地位若しくは政治的帰属にかかわらず、コートジボワールにおいて重大な人権侵害および国際人道法違反の実行者を訴追する国内並びに国際的取組を支援し続けることを更に求める。

18. 同政府に対し、身元および土地保有権問題に効果的に対処することに関する幅広い国民的合意を求めることにより共同社会間の暴力を予防しまたやわらげるための具体的且つ認識できる措置を講じることを促す。

19. 議会外の政党を含む野党との政治的対話を強化するために同政府により講じられた自発的活動を歓迎し、同政府に対し、これに関連した具体的な措置を設立しつづけることまた野党のための政治的場と権利を確保することを求め、全ての野党に対し、建設的役割を果たすことおよび和解に向けて貢献することを更に求め、また事務総長特別代表に対し、全ての政治的利害関係者間の対話を促進すること

を含むその周旋の役割を活用し続けることを要請する。

20. コートジボワール当局に対し、とりわけ 2015 年の大統領選挙の準備のために選挙改革を行うための、あらゆる必要な措置を講じることを、開始することを奨励する。

21. フランス軍の展開とその能力の限界の範囲内で、UNOCI を支援するため、安全保障理事会がフランス軍に与えた承認を、2014 年 6 月 30 日まで延長することを決定する。

22. 全ての当事者に対し、UNOCI とそれを支援するフランス軍の活動に、とりわけその安全、防衛およびその職務権限を十分に実行することを彼らに可能にするためコートジボワールの領域全体での妨害のないまた速やかなアクセスを伴った移動の自由を確保することにより、十分に協力することを促す。

23. 国際連合の人権の適切な評価政策の推敲に留意し、UNOCI に対し、それを十分に実行することを奨励し、そして事務総長に対し、安保理への彼の報告書にその政策に実施において為された進展を含めることを要請する。

24. UNOCI と FRCI の間の継続した協力およびそれらによる調整された活動の実行を歓迎しそして国際人道法、人権法および難民法の FRCI による厳格な遵守を求めそして、この文脈において、治安および法執行機関に対する、人権、児童保護および性的並びにジェンダーに基づく暴力についての訓練の重要性を想起する。

25. コートジボワールおよびリベリア両政府に対し、とりわけ監視、情報共有および調整された行動を増加することを通じたものを含む、国境地区に関するその協力、および国境の両側の武装した外国人の一部の武装解除および帰還並びに難民の帰還を特に支援する共有した国境戦略を策定した実施することを強め続けること求める。

26. UNOCI および UNMIL の全ての部門を含む、コートジボワールとリベリアにおける国際連合機関に対し、その各々の職務権限、能力並びに展開地区の範囲内で、コートジボワールおよびリベリア当局を支援する、ミッション間の一層の協力並びに共有した、戦略的なビジョンや計画の策定を通じた

ものを含む、国境地区の安定のためのその支援を強化することを求める。

27. UNOCI と国際連合マリ多元統合安定化ミッション (MINUSMA) との間のミッション間協力を賞賛し、そして両国際連合ミッションに対し、決議 2100 (2013) の第 14 項により承認されたようにこの指示で継続することを奨励する。

28. 2013 年 6 月 26 日の事務総長報告書 (S/2013/377) の第 69 および 70 項において彼により提示された幅広い達成条件に留意しそして事務総長に対し、長期の安定のための進展を計測する詳細且つ実行可能な目標を示すことによりこれら戦略的達成条件を改良することまた移行計画を準備することを要請し、そして彼に対し、これらを彼の間接報告書に含めることを更に要請する。

29. 事務総長に対し、コートジボワールの状況および UNOCI の職務権限の履行について安保理に定期的に通知し続けることおよび現場での状況並びに本決議の履行について遅くとも 2013 年 12 月 31 日までに中間報告書をまた遅くとも 2014 年 5 月 15 日までに最終報告書を安保理に対し提供することを要請する。

30. この問題に引き続き取り組むことを決定する。